

今月のコンテンツ

〔 経営のお役立ち情報 〕

- I. 法人契約の生命保険をめぐる  
会計処理
- II. 役員等貸付金の問題点
- III. 電子決済の仕組み

〔 今月のトピックス 〕

- ・事業復活支援金のお知らせ
- ・消費税インボイス制度  
WEBセミナーのご案内

健全性支援実績No1を目指す！

Tax&Financial Group  
**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研  
**TFGM&A**株式会社

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F  
TEL (06) 6538-0872  
FAX (06) 6538-0896  
E-mail [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)  
(編集担当 藤本)

## Ⅰ 法人契約の生命保険をめぐる会計処理

－支払ったとき、もらったとき－

法人が事業を行っていく上で役員・従業員のため、あるいは法人そのものために生命保険契約を結ぶことが多いと思います。純粹にもしものことが起こった場合の備えとして掛ける保険から節税対策として契約を結ぶものまでその目的は様々かと思いますが、実際の経理処理は、節税を念頭に置いた保険商品を生命保険会社が開発してはそれを課税側が制限して節税効果を薄めている、という繰り返しの中でまとまってきました。そこで、国税庁から出されている通達をベースに現在の経理処理をどうすべきか見ていきたいと思います。（以下、契約者は法人、被保険者は法人の役員・従業員を想定しています。）

■養老保険（被保険者が保険期間内に死亡した場合は死亡保険金が、保険期間終了時に生存している場合には生存保険金が支払われる生命保険）

生存保険金が契約法人に支払われる契約の場合、その部分は保険料支払時に経費とはなりません。死亡保険金の受給がその法人の場合は保険料の全額、役員・従業員の遺族の場合は保険料の1/2が経費とはならず資産として計上されることとなります。

なお、死亡保険金・生存保険金ともに受取人が役員・従業員（の遺族）となる場合は、保険料全額が経費とはなりますが、保険料としてではなくその方の給与として取り扱われますので注意が必要です。つまり、その額は源泉徴収の対象となりますし、受取人が役員という場合には定期同額給与にも影響を及ぼすこととなります。

■定期保険（一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険）及び第三分野保険（生命保険の分野にも損害保険の分野にも属さない疾病・傷害分野の保険で、例えば医療保険やがん保険、傷害保険などが該当します）

支払った保険料は期間の経過に応じて経費となります。払い込んだ保険料×（保険料払込期間／保険期間）が経費となり、残りは経費とならずに資産として計上されることとなります。つまり、保険料を毎年支払う場合は支払った保険料が経費となりますが、複数年分の保険料を一時に支払う場合には全額が経費となるわけではありませんので注意が必要です。

なお、解約返戻金のない短期払いの定期保険及び第三分野保険で1人当たりの年間保険料相当額が30万円以下となる場合はその全額を経費としても問題はありません。

■上記の定期保険及び第三分野保険のうち相当多額の前払部分の保険料のあるもの

保険期間が3年以上の定期保険及び第三分野保険で最高解約返戻率が50%を超えるものについては、以下のとおりとなります。

※最高解約返戻率とは、契約者に示された解約返戻金額÷その返戻金受取時までの支払保険料累計額で表される解約返戻率で保険期間中最も高くなる率をいいます。

1. 最高解約返戻率が50%超70%以下の場合(1人当たりの年間保険料相当額が30万円以下となる場合を除く)  
保険期間の最初の40%期間については支払保険料の60%が経費、40%が資産計上となります。その後は支払保険料の全額が経費となります。また、保険期間の75%を経過した後は資産計上していたものを均等に取り崩して追加の経費とします。
2. 最高解約返戻率が70%超85%以下の場合  
保険期間の最初の40%期間については支払保険料の40%が経費、60%が資産計上となります。その後は支払保険料の全額が経費となります。また、保険期間の75%を経過した後は資産計上していたものを均等に取り崩して追加の経費とします。
3. 最高解約返戻率が85%超の場合  
保険期間や最高解約返戻率などが複雑に入り組み一義的に説明することが難しいのですが、原則的には保険開始日から最高解約返戻率となるまでの期間については支払保険料×最高解約返戻率×90%が経費とはならず資産計上され、残額のみが経費となります。その後は支払保険料の全額が経費となります。また、解約返戻金相当額が最も高くなる期間を経過した後は資産計上していたものを保険期間終了の日まで均等に取り崩して追加の経費とします。

※いずれの場合であっても、実際に保険金が支払われたときは支払われた額とその時点で資産に計上されている額との差額が収入として認識されることになります。

以上、保険料をめぐる経理処理についてみてきましたが、生命保険契約を締結するにあたって最も重要なのはその保険契約がどのような経理処理が求められているか、ということよりも解約時または満期時にどのくらいの収入額が計上されるのかを把握しておくことです。突発的に保険事故が生じてしまい保険金が支払われる、といった場合は仕方ありませんが、節税対策を念頭に保険契約を結ぶときは、最終的な収入金額を意識しておかないと、その収入に対し思いもよらない税負担がのしかかって結局何のための保険契約かわからなくなってしまうことにもなりかねません。

あともう一つ、経費や資産だという話に意識が行き過ぎて保険料支払のタイミングまで気が回らない、というケースもよく見かけます。経理のタイミングは保険料を支払い、実際に保険会社にその保険料が到達したときです。節税対策で決算期末直前に思い立っても手続きの都合で支払いが決算日に間に合わなかった場合には経理処理できません。

保険契約の際には自社の経理状況をあらかじめ把握したうえで早めの準備が必要となりますのでご注意ください。

## II 役員等貸付金の問題点

### 一 計上した場合の適正な処理とは 一

経営者であれば、従業員や取引先から「お金を貸してほしい」と言われた経験のある方も少なくないと思います。もしかすると経営者ご自身の支出を、一時的に会社で立て替えたことがある方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

法人が金銭を貸し付ける場合には、気を付けなければならない点があります。貸付金が計上された場合の留意点についてとりあげます。

#### ■役員等貸付金のデメリット

役員等貸付金は、金銭貸借契約書を交わして本当に貸している場合、プライベート費用を法人の経費にできない場合や日々の現金出納帳をつけていないことが原因で、現金の帳簿残高と実際の手元の現金が合わず、やむを得ず実際の手元資金に帳尻を合わせる場合といったどんぶり勘定等を原因として発生します。

役員等への貸付金がある場合、金融機関は「融資をしても、それが役員等の私的な資金に流用されるのではないか」という疑念をもつ可能性があり、役員等貸付金は銀行融資を受けるうえで不利になります。

法人は非営利法人でない限り、利益を得ることを目的に事業を行っていることが前提にあります。このため、法人が役員等に金銭等を貸す場合にも、利息を得るために貸付けを行ったと考えます。従って、無償で貸付し、利息を取らなかったとしても税務上は、給与として課税されることとなります。

#### ■役員または従業員に貸し付けた金銭の利息の原則

経営者が自分自身の生活資金等のために会社から金銭を借りた場合や、社内融資制度により、会社から従業員に金銭を貸し付けた場合等には、利息を計算し、借り手である経営者や従業員から利息を受け取る必要があります。

会社が受け取る利息の額が、以下の利率を用いて計算した額より低い場合には、その差額が金銭を借りた役員や従業員に対して、給与課税されることとなります。

1. 会社が他から借り入れて貸し付けた場合 その借入金の利率
2. 1. 上記以外の場合 貸付けを行った年に応じた次の利率

平成 22 年～25 年中に貸付けを行ったもの	4.3%
平成 26 年中に貸付けを行ったもの	1.9%
平成 27 年～28 年中に貸付けを行ったもの	1.8%
平成 29 年中に貸付けを行ったもの	1.7%
平成 30 年～令和 2 年中に貸付けを行ったもの	1.6%
令和 3 年中に貸付けを行ったもの	1.0%

ただし、上記でご紹介した規定には例外があります。役員や従業員に、無利息や上記の利率で計算したものより低い利息で金銭を貸し付けた場合であっても、次のいずれかに該当する場合には、給与課税されないことになっています。

1. 上記の利率により計算した利息の額と、実際に支払う利息の額との差額が1年間で5,000円以下である場合
2. 災害や病気などで臨時に多額の生活資金が必要となった役員や従業員に、合理的と認められる金額や返済期間で金銭を貸し付ける場合
3. 会社において、借入金の平均調達金利などの合理的と認められる貸付利率を定め、この利率により役員や従業員に金銭を貸し付ける場合

#### ■役員等貸付金の貸倒処理は難しい

役員等貸付金は金銭債権であり、不良債権として一部を債権放棄するという考えもあります。しかしながら、債権放棄をして貸倒処理を行うことは、その役員等の返済能力が無いことが明らかでない限り、会計上、貸倒損失として処理したとしても、税務上は損金には認められません。

役員等個人に対しては貸倒損失として計上した金額はその役員等への給与と認定され、役員等個人に所得税や住民税が課されることとなります。法人税の計算上も役員への給与認定分は定期同額給与の観点から、損金不算入扱いとなります。このため、債権放棄ということは安易にはできるものではありません。

#### ■役員等貸付金を消す方法

最も常識的な方法は、役員等が返済するための財源を確保することです。また、役員報酬等の設定額を実際の支給額に上乗せして精算するという方法もあります。ただし、これらの個人所得に関する方法は所得税、住民税、社会保険料の負担が増えることとなります。

営利を追求する法人が行う金銭の貸付については、原則として利息の計上が求められます。しかし、災害や病気といったやむを得ない事情のある場合での金銭の貸付や、少額のコツの貸付であれば、利息の計上をしなくても給与課税されないことになっています。役員等貸付金は金融機関の心証がよくない、なるべく決算書に載せたくない勘定科目です。当たり前のことですが、青色申告の要件でもある、現金出納帳を日々記帳した上、役員等貸付金を発生させないように努める、または、役員等に貸し付けても極力減らす、短期間で返済してもらうなどの工夫が大切になってきます。

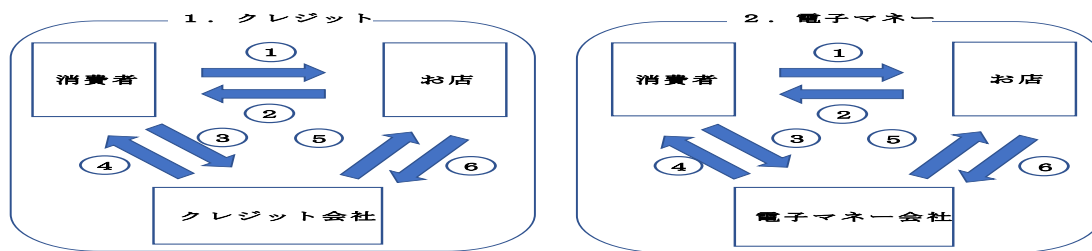
## III 電子決済の仕組み

### ー Pay Pay などのメリット・デメリット ー

インターネットの普及により様々なサービスが新たに登場しています。その中で、現金以外の決済手段として長らくクレジットカードがその役を担ってきました。最近では、クレジットカードではなくアプリでの決済ができるようになり、決済手段が多様化してきて、消費者は選択することができるようになってきています。それぞれの特徴を理解し、より有意義に選択するためには、消費者自身も選択する材料を自ら取得していかなければならない時代となってきています。今回は、ソフトバンク系列の「PayPay」を筆頭に急速に普及してきております電子決済の仕組みとメリット・デメリットをクレジットカードとの比較をして、ご紹介させていただきます。

## ■仕組み

図 クレジットと電子マネー 比較表



上記の図を使って説明いたします。

### 1. クレジット

- ①商品を購入する際、クレジット会社の審査を受けたうえで発行されたカードによって消費者は支払をします。
- ②お店は端末機を使って、承認を取り商品を販売いたします。
- ③消費者はクレジット会社との契約通りの支払いをします。
- ④クレジット会社は購入情報をもとに消費者に契約通り請求します。
- ⑤クレジット会社はお店に手数料を引いたうえで代金を支払います。
- ⑥お店はクレジット会社の手数料を支払ったうえで代金を回収します。

### 2. 電子マネー

- ①消費者は電子マネーのアプリをダウンロードしてチャージして使う「プリペイド」タイプと使用した金額を後払いする「ポストペイ」タイプ、支払った直後に口座から引き落とされる「デビット」タイプと選択できます。購入の際この電子マネーで決済をします。
- ②QRコードを読み込んでもらうかバーコードを読み込むことによって支払いが完了。
- ③消費者は電子マネーを先に払っておくか、使用した金額を後払いする、またはクレジットと連携させる、直接銀行口座から引き落としすることもできる。
- ④言い換えれば電子マネーを販売している。
- ⑤お店との契約に基づき手数料を引いたうえで支払い。(初期期間無料の場合あり)
- ⑥手数料を支払う

## ■メリット・デメリット

	消費者	お店
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金を持ち歩かなくてよい</li> <li>・ポイントがたまりやすい</li> <li>・スピーディに決済できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計時間の短縮</li> <li>・クレジットカードを持っていないお客様でも集客できる</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用限度額が低めに設定されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少額決済が多いため手数料が高めに設定されている場合がある</li> </ul>

電子決済は利便性に優れています。従って利用者が急速に広がってきております。電子決済は審査がないことで使用するハードルが低くなります。学生や未成年でも携帯電話さえ持っていれば利用することが可能になっています。支払い形態が多様化していますので、それぞれの特徴を理解したうえで利用することが求められていると言えるでしょう。

## 事業復活支援金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響で事業を継続するために頑張っている事業者の方に、継続して回復してもらうために国が新たな支援金を用意しました。すでに受付も開始され該当される事業者様は早めに申請をお勧めいたします。

- 対象者 次の条件を満たす必要があります。
  1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
  2. 2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上が2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者
- 給付額 中小法人 上限最大 250万円  
個人事業者等 上限最大 50万円
- 計算方法 基準期間の売上高－対象月の売上高×5か月分

### ●給付上限

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円以下	年間売上高 5億円超
△50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
△30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※一時支援金又は月次支援金を受給された方の申請は簡易になっております。過去の申請情報を活用もできますので早めのご対応をお勧めいたします。

## 消費税インボイス制度 シリーズⅡ WEBセミナーのご案内

今回は、売り手・買い手の留意点というテーマにて実施いたします。一定期間配信期間を設けています。皆様の不明点・不安点の解消に役立てれば幸いです。

- WEB配信期間 5月2日（月）10：00 ～ 5月13日（金）24：00迄
- お申し込み期限 4月22日（金）迄
- 費用 無 料
- お申し込み方法 申込書に必要事項ご記入の上、FAXまたはメール

※くわしくは、別紙「お知らせ」をご参照ください。

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、相続対策等に関する支援等についてのコンサルティング業務、中小M&Aなどご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFGでは現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんがご理解賜りますようお願い申し上げます。

**TFG** 検索

起業・革新・ベンチャー支援・・・Tax&Financial Group

**TFG** 税理士法人  
株式会社東亜経営総研  
TFGM&A ルリエ株式会社

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております。

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号  
野村不動産四ツ橋ビル8F  
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896  
[URL] [www.tfg.gr.jp](http://www.tfg.gr.jp) [E-mail] [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)

**TFG** ニュース編集担当 藤本 清